

第3米ヶ袋シティハウス
第2回大規模修繕工事 見積参加応募条件

1. 工事名称： 第3米ヶ袋シティハウス 第2回大規模修繕工事
2. 発注者： 第3米ヶ袋シティハウス管理組合
3. 工事場所： 〒980-0813 宮城県仙台市青葉区米ヶ袋2丁目2-27
4. 建物構造・規模
 - (1) 構造： 鉄筋コンクリート造
 - (2) 規模： 地上4階建
住戸：18戸（他に管理室1戸） 延べ面積：1666.65㎡
5. 建物竣工年月： 1994年12月
6. 主な工事内容
 - ① 直接仮設工事
 - ② コンクリート下地補修工事
 - ③ タイル補修工事
 - ④ シーリング工事
 - ⑤ 外壁等塗装工事
 - ⑥ 鉄部塗装工事
 - ⑦ 防水工事
 - ⑧ 清掃工事
 - ⑨ その他工事
 - ⑩ 改良改善工事
 - ⑪ 共通仮設工事
7. 予定工期等
 - (1) 予定工期：2025年8月下旬から2025年12月末日まで（4ヵ月間）
※引渡しは2026年1月中
 - (2) 本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で受注者が選択できるものとするが、工期未は厳守すること。

8. 見積参加資格（応募条件）

【会社の要件】

- ①. 宮城県内に本社または支店、営業所を有すること。
- ②. 資本金が、5千万円以上であること。
- ③. 法人設立後、20年以上経過していること。
- ④. 経営事項審査による総合評定値（P点）が、建築一式で800点以上、又は、塗装と防水がどちらも800点以上であること。
- ⑤. 直近2年間、又は3年間の平均元請完成工事高が20億円以上あること。
- ⑥. 東北地方6県において、直近3年間で分譲マンション大規模修繕工事の施工実績を5件以上有していること。
- ⑦. 総合建設会社を除く改修専門会社については、マンション修繕工事高が完成工事高の50%以上を占めていること。

【現場代理人の要件】

- ⑧. 次に掲げる基準を全て満たす現場代理人を本工事に「常駐」で配置できること。
 - (1) 現場代理人は、一級建築施工管理技士、又は二級建築施工管理技士の有資格者とし分譲マンションの大規模修繕工事の現場代理人として3年以上、かつ3件以上の経験を有する事。
 - (2) 社員であること。

【その他の要件】

- ⑨. 過去5年間において、公共工事・民間工事問わず入札参加資格停止処分や指名停止処分、営業停止処分等の行政処分を受けていない事。
- ⑩. 暴力団、又は暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる団体ではない事。

9. 提出書類

前述の見積参加資格を確認できる以下の書類をA4ファイルにまとめて1部提出すること。

- ①. 会社案内、もしくは、会社概要に営業担当者の名刺を添付すること。
- ②. 直近3期分の分譲マンション大規模修繕工事実績表
※年度ごとに作成し、**東北6県の実績のみセルを赤で塗り潰す事**。また、実績表には工事名称、受注金額、完成年月、元請・下請の別、階数・棟数・戸数、所在県名を必ず明記すること。
- ③. 直近3決算期分の決算報告書（財務諸表を含む）
- ④. 建設業許可通知書の写し（白黒複写）
- ⑤. 直近の経営事項審査結果通知書の写し（白黒複写）
- ⑥. **調査票（指定書式 Excel）**
- ⑦. **現場代理人予定者経歴書（指定書式 Excel）**、及び資格証の写し（白黒複写）
※. 見積参加に応募する旨及び指定書式データの送信依頼を下記メールアドレスへ送信する事。

メールアドレス：n-nihon@tds-arc.com

※. 応募メール受信後、TDS担当者より指定書式 Excel を添付し返信する。

※. 上記①～⑦をA4ファイルで綴じ、以下の宛先へ郵送すると共に**指定書式の Excel データに必要事項を入力の上、上記メールアドレスへ送信する事**。

※. 指定書式 Excel は必ずファイルの郵送と同時にメール送信する事。

10. 提出先：(正) 〒980-0813 宮城県仙台市青葉区米ヶ袋2丁目2-27
第3米ヶ袋シティハウス管理事務室気付 管理組合理事長宛て

(副) 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-5 日宝勾当台西ビル201号室
株式会社 T.D.S 北日本営業所 鈴木 立 宛

※送り状又は外封筒の表面の見える位置に必ず**物件名及び(正)、(副)**を明記すること

11. 提出期限：2025年1月31日(金)18:00迄(郵送か宅急便限定)

12. 連絡・問合せ先(※下記のメール以外不可とする)

■一級建築士事務所 株式会社 T.D.S 北日本営業所 担当者：鈴木 立

■メールアドレス：n-nihon@tds-arc.com

※落選した施工会社への落選通知は行わないものとする。

※本件に係る問合せについては「12.」に記載の通りとし、もし、管理組合(管理事務室、理事長宅など)や設計監理者(株)TDS事務所への電話連絡や訪問を行った場合は即、失格とする。また、(正)と(副)の同封書類が異なる場合(※管理組合宛にのみ、指定書類以外の営業資料等を同封した場合など)も同様に失格とする。

以上